

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の病児・病後児保育事業を推進するため、同事業を本市からの委託を受けて実施する者（以下「事業実施者」という。）が行う病児・病後児保育施設の整備等に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施者が実施する事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 病児・病後児保育施設を新たに設置するための整備（以下「新設整備」という。）
- (2) 定員増を伴う既存の病児・病後児保育施設の増床のための整備（移転を含む。）（以下「定員変更整備」という。）

(対象経費及び補助額等)

第3条 補助対象事業の補助対象経費、補助額及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 新設整備の場合

ア 改修費等

補助対象経費	補助額
(ア) 病児・病後児保育施設の開設のために必要な改修費。ただし、次に掲げる経費は含まない。 ① 土地の取得又は整地に要する経費 ② 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する経費 ③ 設計その他工事に伴う事務に要する経費 ④ 既存建物の買収に要する経費 ⑤ その他整備として適当と認められない経費 (イ) 病児・病後児保育施設の開設に必要な備品購入費、広告費、消耗品費、印刷製本費等の経費	補助額は、次の(1)、(2)を合算した額とする。 (1) 基本分 ① 4,000,000円（補助基準額）と補助対象経費（総額から寄付金その他の収入額を控除した額。以下同じ。）とを比較して、少ない方の額を交付基礎額とする。 ② ①の交付基礎額に補助率10/100を乗じて得た額を補助額（交付額）とする。 なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (2) 加算分（補助対象経費が4,000,000円を超える場合に限り） ① 【定員×7.2㎡×172,500円】（補助基準額）と補助対象経費とを比較して少ない方の額から、4,00

	0, 000円を控除した額を交付基礎額とする。 ② ①の交付基礎額に補助率$2/3$を乗じて得た額を補助額（交付額）とする。 なお、補助額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
--	---

イ 礼金及び賃借料

補助対象経費	補助額
病児・病後児保育施設の開設のために必要な礼金及び賃借料（開設前月分に限る。）	補助額は、次のとおり算定する。 ① 600, 000円（補助基準額）と補助対象経費とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。 ② ①の交付基礎額に補助率$10/10$を乗じて得た額を補助額（交付額）とする。 なお、補助額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 定員変更整備の場合

補助対象経費	補助額
定員増を伴う既存の病児・病後児保育施設の増床のための改修費。ただし、次に掲げる経費は含まない。 ① 土地の取得又は整地に要する経費 ② 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する経費 ③ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 ④ 既存建物の買収に要する経費 ⑤ その他整備として適当と認められない経費	補助額は、次のとおり算定する。 ① 増加定員$\times 7.2\text{m}^2 \times 172,500$円（補助基準額）と補助対象経費とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。 ② ①の交付基礎額に補助率$2/3$を乗じて得た額を補助額（交付額）とする。 なお、補助額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付申請書」（様式

第1号)に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。なお、軽微な変更については以下のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 既に記載済みの事業における経費支出金額が増加するものにあつては、従前の決定額に異動がないもの。
 - イ 補助対象経費の区分相互間において、いずれの変動も20%未満となる変更であること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業を行うために締結する契約については、公正かつ合理的に行うこと。
- (5) 施工業者の選定に当たっては、事業実施者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならないこと。
- (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後10年間保管すること。
- (7) 補助対象事業の完了後、市長が特別に認める場合を除き、3か月以内に病児・病後児保育事業を実施することができない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めることがあること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)によるものとする。

(変更承認の申請等)

- 第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金変更交付申請書」(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があつたときは、変更の内容を調査し、補助額の変更を決定し、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定変更通知書」(様式第4号)により通知するものとする。
 - 3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業中止(廃止)承認申請書」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、規則第12条の規定により補助対象事業が完了したときは、補助対象事業完了後15日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日のいずれか早い期日までに、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金実績

報告書」（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業が翌年度に渡り、かつ、市長の承認を得たときは、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金年度終了報告書」（様式第 8 号）をこの補助対象事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の 4 月 15 日までに市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第 9 条 規則第 13 条の規定による通知は、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金額確定通知書」（様式第 9 号）によるものとする。

（交付の請求）

第 10 条 補助対象事業者は、規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付請求書」（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 11 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定取消通知書」（様式第 11 号）によるものとする。

（届出及び調査）

第 12 条 補助金の交付決定を受けた者は、事業に着手したときは、「着手報告書」（様式第 12 号）を 7 日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、必要と認めたときは、随時、補助対象事業の執行状況について、帳簿、書類、その他必要な物件等を調査し、又は参考となるべき事項について報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（返還命令等）

第 13 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、「千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金返還命令書」（様式第 13 号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第 14 条 規則第 20 条ただし書に規定する市長が定める期間は、「補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 13 年厚労省告示第 239 号）の規定の例による。

- 2 市長は、規則第 20 条の規定により補助対象事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年度千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の交付申請額	円
交付を受けたい時期	年 月
添 付 書 類	1 新設整備の場合 (1) 改修費 ア 事業計画書 (様式第 1 - 2 号) イ 工事設計図 (補助対象部分明示) ウ 工事仕様書 エ 工事仕訳書 (2) 備品購入費等 ア 見積書 (3) 礼金・賃借料 ア 見積書 2 定員変更整備の場合 (1) 事業計画書 (様式第 1 - 2 号) (2) 工事設計図 (補助対象部分明示) (3) 工事仕様書 (4) 工事仕訳書 3 1・2 共通 (1) その他参考となる書類

※ 本整備事業の実施に係る予算見込は、事業計画書 (様式第 1 - 2 号) の 3 (2) (3) に記載

様式第 1－2 号（様式第 1 号の添付資料）

事業計画書

1 事業実施者

- (1) 法人名称又は個人氏名
(2) 所在地
(3) 診療所等の名称

2 病児・病後児保育施設の概要

- (1) 名称
(2) 定員
※ 定員変更を行う場合は変更前及び変更後の定員を記載
(3) 病児・病後児保育施設の面積
※ 定員変更の場合は増加面積も記載

3 事業計画の内容

- (1) 整備の区分
☐ 病児・病後児保育施設の新設整備
☐ 定員増を伴う既存の病児・病後児保育施設の増床のための定員変更整備
(2) 事業費

対象経費の支出予定額	円
------------	---

(3) 財源内訳

市補助金		円
事業実施者負担金	寄付金	円
	借入金	円
	自己資金	円
	その他（ ）	円

(4) 事業予定期間（施設整備期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

4 補助金所要額の算定

(1) 改修費（新設整備の場合は備品購入費等を含む。）

	新設整備（基本分）	新設整備（加算分）	定員変更整備
① 補助基準額			
② 補助対象経費			
③ ①と②を比較して少ない方の額 （交付基礎額）			
④ ③に補助率を乗じて得た額 （補助金所要額）			

(2) 礼金及び賃借料（新設整備の場合に限る。）

① 補助基準額	円
② 補助対象経費	円
③ ①と②を比較して少ない方の額（交付基礎額）	円
④ ③に補助率を乗じて得た額（補助金所要額）	円

様

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	(1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助対象事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助対象事業を行うために締結する契約については、公正かつ合理的に行うこと。 (5) 施工業者の選定に当たっては、事業実施者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族、及び関連会社その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後 10 年間保管すること。 (7) 補助対象事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3 か月以内に病児・病後児保育事業を実施することができない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
変 更 申 請 額	円
交付を受けたい時期	年 月
変 更 理 由	
添 付 書 類	※ 以下の書類のうち変更箇所があるもの 1 新設整備の場合 (1) 改修費 ア 事業計画書 (様式第 1 - 2 号) イ 工事設計図 (補助対象部分明示) ウ 工事仕様書 エ 工事仕訳書 (2) 備品購入費等 ア 見積書 (3) 礼金・賃借料 ア 見積書 2 定員変更整備の場合 (1) 事業計画書 (様式第 1 - 2 号) (2) 工事設計図 (補助対象部分明示) (3) 工事仕様書 (4) 工事仕訳書 (5) その他参考となる書類 3 1・2 共通 (1) その他参考となる書類

様

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金の交付決定額の変更について、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	(1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。なお、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助対象事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助対象事業を行うために締結する契約については、公正かつ合理的に行うこと。 (5) 施工業者の選定に当たっては、事業実施者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族、及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後 5 年間保管すること。 (7) 補助対象事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3 か月以内に病児・病後児保育事業を実施することができない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県病児・病後児保育施設整備等事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	1 中止（廃止）の理由を証する書類 2 その他市長が特に必要と認める書類

年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県病児・病後児保育施設整備等事業の実績について、千葉県補助金等交付規則 12 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助対象事業の経費 精算額	円
添付書類	1 事業報告書及び事業費収支精算書（様式第 7 号） 2 施設整備に係る収支決算（見込）書 3 工事請負契約書（写） 4 請求書・領収書（写） 5 補助対象事業となった建物全景及び概要を示す写真（施工前・後） 6 工事完了を確認するに足る書類

様式第 7 号

事業報告書及び事業費収支精算書

第 1 事業報告書

1 事業実施者

- (1) 法人名称又は個人氏名
- (2) 所在地
- (3) 診療所等の名称

2 病児・病後児保育施設の概要

- (1) 名称
- (2) 定員

※ 定員変更を行った場合は変更前及び変更後の定員を記載すること。

- (3) 病児・病後児保育施設の面積

※ 定員変更の場合は増加面積も記載

第 2 事業費収支精算書

補 助 額 円

※ 補助金所要額の算定

(1) 改修費（新設整備の場合は備品購入費等を含む。）

	新設整備（基本分）	新設整備（加算分）	定員変更整備
① 補助基準額			
② 補助対象経費			
③ ①と②を比較して少ない方の額 （交付基礎額）			
④ ③に補助率を乗じて得た額 （補助金所要額）			

(2) 礼金及び賃借料（新設整備の場合に限る。）

① 補助基準額	円
② 補助対象経費	円
③ ①と②を比較して少ない方の額（交付基礎額）	円
④ ③に補助率を乗じて得た額（補助金所要額）	円

平成 年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金年度終了報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
施 設 名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条後段の規定により次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
年度内事業進捗率	%
添付書類	1 年度内遂行実績（様式第 8 号別紙） 2 工事監理者からの出来高報告書（写） 3 その他市長が特に必要と認める書類

年度内遂行実績

病児・病後児保育施設

契約業者

事業の名称		
交付決定の内容	事業費	円
	補助金額	円
年度内遂行実績	事業費支払実績見込額	円
	事業進捗率	%
翌年度繰越額	事業費	円
	補助金額	円
事業実施期間	着手年月	年 月 日
	完了予定年月	年 月 日
備考		

様

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金実績報告書により、 年度千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 

補助金の交付決定額	円
補助対象事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の確定額	円
備考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市達 第 号により確定した補助金の交付
について、千葉県補助金等交付規則第 16 条 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
交付請求額	円
添付書類	1 千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定通知書 (写) 2 千葉県病児・病後児保育施設整備等事業補助金額確定通知書 (写)

千葉市達 第 号

様

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

着手報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名



年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の 交付決定のあった千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金について、工事等着手したため、千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により報告します。

契約名称	
契約先	住所 氏名
契約日	年 月 日
契約額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
添付書類	1 業者が作成した着手報告書 (写) 2 工程表 (備品の場合は納入予定日が分かるもの。)

(※補助対象契約総数)

注：補助対象契約ごとに 1 通提出すること。

千葉市達 第 号

様

千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 

補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。